

## 令和 4 年度無医地区等調査の結果について

## 1 調査趣旨

全国の無医地区等の実態及び医療確保状況の実態を調査し、へき地保健医療体制の確立を図るため、厚生労働省が全国一斉に5年に1度無医地区等調査を実施している。(今回は令和元年度に実施)

## 2 調査実施時期

令和 5 年 2 月 (調査時点は令和 4 年 10 月末、当初公表予定は令和 5 年 5 月頃)

## 3 調査回答結果

## (1) 無医地区 6市町 11地区 (前回 5市町 15地区)

市町名	旧市町名	地区名	人口	地区数	増減	増減理由等
南伊豆町		伊浜	186	1	0	変更なし
松崎町		池代	128	1	+1	新規：池代
西伊豆町		大沢里	170	1	0	変更なし
島田市	川根町	笹間	331	1	0	
川根本町	中川根町	原山	165	1	0	
	本川根町	接岨	58	1	0	
浜松市	天竜市	—	—	0	△3	準無医地区へ変更： 横川、熊、神沢
	春野町	田河内	82	4	0	変更なし
		砂川	84			
		杉	211			
		川上	95			
佐久間町	—	—	0	△1	準無医地区へ変更： 相月	
水窪町	山住	60	1	0	変更なし	
龍山村	—	—	0	△1	準無医地区へ変更： 瀬尻	
6市町			1,570	11	△4	

※ 準無医地区への変更理由は、5地区とも4(2)④に該当

## (2) 準無医地区 2市町 7地区 (前回 0地区)

市町名	旧市町名	地区名	人口	地区数	増減	増減理由等
松崎町		門野	26	1	+1	新規：門野
浜松市	天竜市	只来	195	4	+4	新規：只来 無医地区から変更： 横川、熊、神沢
		横川	385			
		熊	281			
神沢		113				
	佐久間町	相月	292	1	+1	無医地区から変更
	龍山村	瀬尻	151	1	+1	無医地区から変更
2市町			1,443	7	+7	

#### 4 無医地区等の定義

##### (1) 無医地区（無歯科医地区）の定義

医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、概ね半径4 kmの区域内に人口50人以上が居住している地域であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区（※）

※「容易に医療機関を利用することができない地区」の定義

次のいずれかの要件に該当する場合

- ① 地区の住民が医療機関までに行くために利用することができる定期交通機関がない場合。
- ② 地区の住民が医療機関までに行くために利用することができる定期交通機関はあるが、1日3往復以下であるか、または4往復以上であるが、これを利用して医療機関まで行くために必要な時間（徒歩が必要である場合は徒歩に必要な時間を含む。）が1時間をこえる場合。
- ③ ただし、①、②に該当する場合であっても、タクシー、自家用車の普及状況、医師の往診等の状況等により、受療することが容易であると認められる場合は除く。

##### (2) 準無医地区（準無歯科医地区）の定義

無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県が判断し（※）、厚生労働大臣に協議できる地区。

※「各都道府県が判断し」の解釈（無医地区等調査実施要領における定義）

次のいずれかの要件に該当する場合

- ① 半径4 kmの地区内の人口が50人未満で、かつ、山、谷、海などで断絶されていて、容易に医療機関を利用することができないため、巡回診療が必要である。
- ② 半径4 kmの地区内に医療機関はあるが診療日数が少ないか（概ね3日以下）、又は診療時間が短い（概ね4時間以下）ため、巡回診療等が必要である。
- ③ 半径4 kmの地区内に医療機関はあるが眼科、耳鼻いんこう科などの特定の診療科目がないため、特定診療科についての巡回診療等が必要である（準無歯科医地区は除く）。
- ④ 地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関があり、かつ、1日4往復以上あり、また、所要時間が1時間未満であるが、運行している時間帯が朝夕に集中していて、住民が医療機関を利用することが不便なため、巡回診療等が必要である。

令和4年度へき地医療支援事業実施状況

資料3-1

(1) 無医地区及び巡回診療実施状況

(浜松市国民健康保険佐久間病院、医療法人社団健育会西伊豆健育会病院、公益社団法人地域医療振興協会伊豆今井浜病院、社会医療法人駿甲会コミュニティーホスピタル甲賀病院)

(令和5年3月31日現在)

実施病院	担当市町村 (地区)名	戸数 (戸)	人口 (人)	実施 状況	巡回診療実施数					備考
					上段・・・0.5日を1単位とした実診療日数					
					下段・・・1日を1回とした回数					
第1. 四半期	第2. 四半期	第3. 四半期	第4. 四半期	計						
佐久間病院	浜松市(旧佐久間町) 吉沢(準)	12	20	R4 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R4 状況	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
佐久間病院	浜松市(旧佐久間町) 相月	158	286	R4 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R4 状況	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
西伊豆健育 会病院	西伊豆町大沢里	99	179	R4 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R4 状況	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
伊豆今井浜 病院	南伊豆町伊浜	101	195	R4 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R4 状況	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
甲賀病院	南伊豆町伊浜	101	195	R4 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R4 状況	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	

※令和4年4月～令和5年3月実績

(2) へき地診療所代診医等派遣状況

(浜松市国民健康保険佐久間病院、独立行政法人国立病院機構天竜病院、医療法人社団青虎会フジ虎ノ門整形外科病院、NTT 東日本伊豆病院)

(令和5年3月31日現在)

へき地診療所名	開設者	所在地	実施状況	派遣状況(日数)					備考
				第1.四半期	第2.四半期	第3.四半期	第4.四半期	計	
あたご診療所	上野山 庄一	浜松市天竜区西藤平1527-5	R4計画	1	2	1	2	6	実施病院：天竜病院
			R4状況	0	1	1	0	2	
林クリニック	林 孝祥	浜松市天竜区横山町532	R4計画	1	1	1	1	4	
			R4状況	0	0	0	0	0	
戸田診療所	沼津市	沼津市戸田 916-3	R4計画	15	16	16	16	63	実施病院： フジ虎ノ門整形外科病院
			R4状況	15	14	12	14	55	
初島診療所	熱海市	熱海市初島 217-3	R4計画	12	13	12	11	48	実施病院：NTT 東日本伊豆病院
			R4状況	12	11	12	10	45	

※令和4年4月～令和5年3月実績

(3) 研修会実施状況

(令和5年3月31日現在)

研修会名	実施状況		職種別 参加人員	実施内容等
浜松市国民健康保険佐久間病院 みどり会症例検討会	R4 計画	9回	医師7～8人	各医師発表形式による症例検討
	R4 状況	9回		

※令和4年4月～令和5年3月実績

(4) へき地代診医師派遣状況

- ア 代診医師：3名（県立総合病院医師）
- イ 派遣先：へき地公設公営診療所等（6箇所）
- ウ 派遣状況

(令和5年3月31日現在)

派遣先	R4実績
井川診療所	11
引佐鎮玉診療所	4
佐久間病院	0
佐久間病院附属浦川診療所	0
佐久間病院附属山香診療所	0
戸田診療所	7
合計	22

※派遣先医療機関からの依頼に応じて代診医を派遣

令和5年度へき地医療支援事業実施計画

資料3-2

(1) 無医地区及び巡回診療実施状況

(浜松市国民健康保険佐久間病院、医療法人社団健育会西伊豆健育会病院、公益社団法人地域医療振興協会伊豆今井浜病院、医療法人社団駿甲会コミュニティーホスピタル甲賀病院)

(令和5年度計画)

実施病院	担当市町村 (地区)名	戸数 (戸)	人口 (人)	実施 状況	巡回診療実施数					備考
					上段・・・0.5日を1単位とした実診療日数					
					下段・・・1日を1回とした回数					
第1. 四半期	第2. 四半期	第3. 四半期	第4. 四半期	計						
佐久間病院	浜松市(旧佐久間町) 吉沢(準)	11	18	R5 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R5 状況						
佐久間病院	浜松市(旧佐久間町) 相月	157	282	R5 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R5 状況						
西伊豆病院	西伊豆町大沢里	97	171	R5 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R5 状況						
伊豆今井浜 病院	南伊豆町伊浜	96	181	R5 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R5 状況						
甲賀病院	南伊豆町伊浜	96	181	R5 計画	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	1.5日 3回	6.0日 12回	
				R5 状況						

※令和5年4月～令和6年3月計画

(2) へき地診療所代診医等派遣状況

(浜松市国民健康保険佐久間病院、独立行政法人国立病院機構天竜病院、医療法人社団青虎会フジ虎ノ門整形外科病院、NTT 東日本伊豆病院)

(令和5年度計画)

へき地診療所名	開設者	所在地	実施状況	派遣状況(日数)					備考
				第1.四半期	第2.四半期	第3.四半期	第4.四半期	計	
あたご診療所	上野山 庄一	浜松市天竜区西藤平1527-5	R5計画	0	1	1	1	3	実施病院： 天竜病院
			R5状況						
林クリニック	林 孝祥	浜松市天竜区横山町532	R5計画	0	1	1	1	3	
			R5状況						
戸田診療所	沼津市長	沼津市戸田 916-3	R5計画						実施病院： フジ虎ノ門整形外科病院
			R5状況						
初島診療所	熱海市	熱海市初島 217-3	R5計画	13	13	13	12	51	実施病院：NTT 東日本伊豆病院
			R5状況						

※令和5年4月～令和6年3月計画

(3) 研修会実施状況

(令和5年度計画)

病 院 名 研 修 会 名	実 施 状 況		職 種 別 参 加 人 員	実 施 内 容 等
浜松市国民健康保険佐久間病院 みどり会症例検討会	R5 計画	12回	医師 7～8人	各医師発表形式による症例検討
	R5 状況	12回		

※令和5年4月～令和6年3月計画

(4) へき地代診医師派遣状況

ア 代診医師：\_\_\_名 (県立総合病院医師)

イ 派遣先：へき地公設公営診療所等 (\_\_\_箇所)

ウ 派遣状況

(令和5年度計画)

派遣先	R5実績
井川診療所	
引佐鎮玉診療所	
佐久間病院	
佐久間病院附属浦川診療所	
佐久間病院附属山香診療所	
戸田診療所	
合計	

※派遣先医療機関からの依頼に応じて代診医を派遣



## へき地の医療機関への看護師等の派遣について

(静岡県健康福祉部医療局地域医療課)

### 1 概要

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（以下「派遣法」という。）及び国の施行通知に基づき、へき地の医療機関への看護師等の労働者派遣を行うに当たっては、派遣元事業主は事前研修を受けた看護師等を派遣するべきとされた。

事前研修を県へき地医療支援機構が中心となって行うこととし、事前研修実施要領を定めて実施したため、実績を報告する。

### 2 事前研修修了実績（令和5年6月12日現在）

医療機関所在地	医療機関	職種	人数	医療法上のへき地
伊豆市	病院	薬剤師	1	○
伊豆の国市	診療所（集団接種会場）※	看護師	20	
静岡市	病院	薬剤師	2	
		看護師	1	
	介護老人保健施設	看護師	1	
浜松市	病院	薬剤師	2	
	診療所（集団接種会場）※	看護師	73	
掛川市	診療所（集団接種会場）※	看護師	13	
合計	病院	薬剤師	5	
		看護師	1	
	介護老人保健施設	看護師	1	
	診療所（集団接種会場）※	看護師	106	

※いずれも市新型コロナワクチン集団接種会場

### 3 医療法上のへき地と派遣法上のへき地の比較

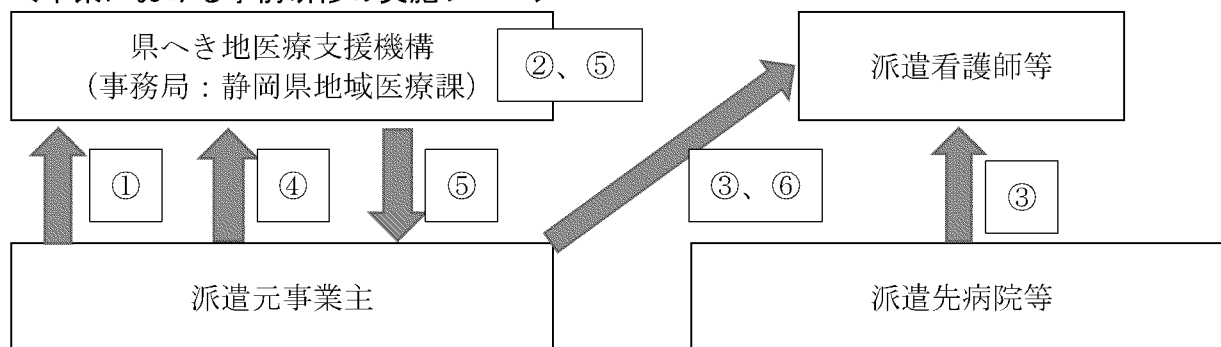
	医療法上のへき地	派遣法上のへき地
指定の根拠	国のへき地保健医療対策等実施要綱及び県保健医療計画	厚生労働省令
へき地の範囲	過疎特別措置法、山村振興法又は離島振興法で定める地域のみ	過疎特別措置法、山村振興法、離島振興法又は辺地法で定める地域を含む市町村
浜松市（例）	旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町、旧天竜市（熊村、上阿多古村、竜川村）、旧引佐町（伊平村、鎮玉村）	市全域
伊豆の国市(例)	非該当	市全域

#### 4 事前研修の実施

##### (1) 医療法上のへき地への派遣

- ・ 施行通知に基づき、①から⑥により対応し、事前研修修了者に修了証を交付する。
- ・ 県では、県保健医療計画（へき地の医療）を研修資料として提供する。

##### <本県における事前研修の実施フロー>



- ① 派遣元事業主は派遣先病院等と調整の上、県へき地医療支援機構に対して、実施計画書を提出する。
- ② 県へき地医療支援機構は、実施計画書を受理し、記載内容に不備がないか確認する。
- ③ 派遣元事業主及び派遣先病院等は、派遣される看護師等に事前研修を実施する。
- ④ 事前研修実施後、派遣元事業主は派遣先病院等と調整の上、県へき地医療支援機構に対して、実施修了報告書を提出する。
- ⑤ 県へき地医療支援機構は、実施修了報告書を受理し、記載内容に不備がないか確認を行い、不備がないと認められる場合は、派遣元事業主に対して、修了確認書及び修了証明書を交付する。
- ⑥ 派遣元事業主は、派遣看護師等に修了証明書を渡す。

##### (2) 医療法上のへき地以外への派遣

- ・ 派遣元事業主と派遣先病院等が施行通知により事前研修を行い、要望があれば、③から対応し、事前研修者に修了証を交付する。